

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年12月23日（令和7年（行情）諮問第1496号ないし同第1500号）

答申日：令和8年10月23日（令和8年度（行情）答申第705号ないし同第709号）

事件名：自衛隊法第84条の4についての「検討」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

自衛隊法第84条の4についての「検討」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

自衛隊法第84条の4についての「検討」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

自衛隊法第84条の4についての「検討」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

自衛隊法第84条の4についての「検討」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる5文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる149文書（以下、順に「文書1」ないし「文書149」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年4月22日付け防官文第8060号、同年6月28日付け同第12564号、同年8月31日付け同第16531号、同年11月2日付け同第20707号及び令和5年1月12日付け同第360号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」、「原処分3」、

「原処分５」、「原処分７」及び「原処分９」という。）並びに令和７年
９月２６日付け防官文第２２２３９号ないし同第２２２４３号により処分
庁が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分２」、「原処分４」、
「原処分６」、「原処分８」及び「原処分１０」といい、「原処分１」な
いし「原処分１０」を併せて「原処分」という。）について、その取消し
等を求める。

２ 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おお
むね以下のとおりである。

（１）諮問第１４９６号

ア 原処分１関係

（ア）ないし（キ）（略）

イ 原処分２関係

（ア）ないし（エ）（略）

（オ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示す
べきである。

（カ）及び（キ）（略）

（ク）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念の
ため確認を求める。

（ケ）（略）

（２）諮問第１４９７号

ア 原処分３関係

（ア）ないし（エ）（略）

（オ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示す
べきである。

（カ）ないし（ケ）（略）

イ 原処分４関係

上記（１）イと同じ。

（３）諮問第１４９８号

ア 原処分５関係

（ア）ないし（キ）（略）

イ 原処分６関係

上記（１）イと同じ。

（４）諮問第１４９９号

ア 原処分７関係

(ア) ないし (キ) (略)

イ 原処分 8 関係

上記 (1) イと同じ。

(5) 諮問第 1 5 0 0 号

ア 原処分 9 関係

(ア) ないし (キ) (略)

イ 原処分 1 0 関係

上記 (1) イと同じ。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問第 1 4 9 6 号 (原処分 1 及び原処分 2 関係)

(1) 経緯

原処分 1 及び原処分 2 に係る開示請求 (以下「本件開示請求 1」という。) は、本件請求文書 1 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 1 4 9 の 1 4 9 文書 (以下「本件対象文書 1」という。) を特定した。

本件開示請求 1 については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 4 月 2 2 日付け防官文第 8 0 6 0 号により、本件対象文書 1 のうち、文書 1 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分 (原処分 1) を行った後、令和 7 年 9 月 2 6 日付け防官文第 2 2 2 3 9 号により、本件対象文書 1 のうち、文書 2 ないし文書 1 4 9 (1 4 8 文書) について、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分 (原処分 2) を行った。

諮問第 1 4 9 6 号の前提となる審査請求は、原処分 1 及び原処分 2 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 3 年 7 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法 5 条該当性について

原処分 2 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、本件対象文書 1 のうち、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分 1 及び原処分 2 においては、本件対象文書 1 の法 5 条該当性を十分に検討した結果、上記

(2) のとおり、本件対象文書 1 の一部が同条 5 号及び 6 号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

イ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書 1 のほかに本件開示請求 1 に係る行政文書は保有していない。

ウ 審査請求人のその他の主張は、令和 7 年 5 月 14 日付け情個審第 1755 号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法 19 条 1 項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

エ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 1 及び原処分 2 を維持することが妥当である。

2 諮問第 1497 号（原処分 3 及び原処分 4 関係）

(1) 経緯

原処分 3 及び原処分 4 に係る開示請求（以下「本件開示請求 2」という。）は、本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 2 ないし文書 149 の 148 文書（以下「本件対象文書 2」という。）を特定した。

本件開示請求 2 については、11 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 4 年 6 月 28 日付け防官文第 12564 号により、本件対象文書 2 のうち、文書 149 について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 3）を行った後、令和 7 年 9 月 26 日付け防官文第 22240 号により、本件対象文書のうち、文書 2 ないし文書 148（147 文書）について、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 4）を行った。

諮問第 1497 号の前提となる審査請求は、原処分 3 及び原処分 4 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 2 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 3 年 5 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法 5 条該当性について

原処分 4 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、本件対象文書 2 のうち、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

上記１（３）と同じ（ただし、「原処分１及び原処分２」を「原処分３及び原処分４」に、「本件対象文書１」を「本件対象文書２」に、「本件開示請求１」を「本件開示請求２」にそれぞれ改める。）。

３ 諮問第１４９８号（原処分５及び原処分６関係）

（１）経緯

原処分５及び原処分６に係る開示請求（以下「本件開示請求３」という。）は、本件請求文書３の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書２ないし文書１４８の１４７文書（以下「本件対象文書３」という。）を特定した。

本件開示請求３については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和４年８月３１日付け防官文第１６５３１号により、本件対象文書３のうち、文書１４８について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分５）を行った後、令和７年９月２６日付け防官文第２２２４１号により、本件対象文書３のうち、文書２ないし文書１４７（１４６文書）について、法５条５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分６）を行った。

諮問第１４９８号の前提となる審査請求は、原処分５及び原処分６に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分５に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約３年３か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（２）法５条該当性について

原処分６において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、本件対象文書３のうち、法５条５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（３）審査請求人の主張について

上記１（３）と同じ（ただし、「原処分１及び原処分２」を「原処分５及び原処分６」に、「本件対象文書１」を「本件対象文書３」に、「本件開示請求１」を「本件開示請求３」にそれぞれ改める。）。

４ 諮問第１４９９号（原処分７及び原処分８関係）

（１）経緯

原処分７及び原処分８に係る開示請求（以下「本件開示請求４」という。）は、本件請求文書４の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書２ないし文書１４７の１４６文書（以下「本件対象文書４」という。）を特定した。

本件開示請求4については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年11月2日付け防官文第20707号により、本件対象文書4のうち、文書147について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分7）を行った後、令和7年9月26日付け防官文第22242号により、本件対象文書4のうち、文書2ないし文書146（145文書）について、法5条5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分8）を行った。

諮問第1499号の前提となる審査請求は、原処分7及び原処分8に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分7に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）法5条該当性について

原処分8において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、本件対象文書4のうち、法5条5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

（3）審査請求人の主張について

上記1（3）と同じ（ただし、「原処分1及び原処分2」を「原処分7及び原処分8」に、「本件対象文書1」を「本件対象文書4」に、「本件開示請求1」を「本件開示請求4」にそれぞれ改める。）。

5 諮問第1500号（原処分9及び原処分10関係）

（1）経緯

原処分9及び原処分10に係る開示請求（以下「本件開示請求5」という。）は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2ないし文書146の145文書（以下「本件対象文書5」という。）を特定した。

本件開示請求5については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年1月12日付け防官文第360号により、本件対象文書5のうち、文書146について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分9）を行った後、令和7年9月26日付け防官文第22243号により、本件対象文書5のうち、文書2ないし文書145（144文書）について、法5条5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

諮問第1499号の前提となる審査請求は、原処分9及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査

請求を併合し諮問する。

なお、原処分 9 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 2 年 10 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 法 5 条該当性について

原処分 10 において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表の該当部分のとおりであり、本件対象文書 5 のうち、法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とした。

(3) 審査請求人の主張について

上記 1 (3) と同じ（ただし、「原処分 1 及び原処分 2」を「原処分 9 及び原処分 10」に、「本件対象文書 1」を「本件対象文書 5」に、「本件開示請求 1」を「本件開示請求 5」にそれぞれ改める。）。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和 7 年 12 月 23 日 諮問の受理（令和 7 年（行情）諮問第 1496 号ないし同第 1500 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和 8 年 1 月 16 日 審議（同上）
- ④ 同年 10 月 16 日 本件対象文書の見分、令和 7 年（行情）諮問第 1496 号ないし同第 1500 号の併合及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 5 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分 1、原処分 3、原処分 5、原処分 7 及び原処分 9 に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はない（上記第 2 の 2 (2) ア（オ）の点は、原処分 3 が全部開示決定であることに照らして失当である。）と解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件各開示請求の内容について、下記(ア)ないし(オ)のとおり解し、自衛隊法第84条の4についての「検討」(「防衛大臣記者会見」日時：令和3年12月14日)に関して行政文書ファイル等につづられた文書の全ての開示を求めているものとして、本件対象文書を特定した。

(ア) 諮問第1496号の開示請求書には、別紙の1(1)のとおり記載されていることから、請求受付番号が「2021. 12. 20一本本B2078」である別件開示請求に係る先行決定で残りの部分とされた文書及び別件開示請求の受付日の翌日である令和3年12月21日から本件開示請求の受付日である令和4年2月22日までにつづられた文書の開示を求めているものと解した。

(イ) 諮問第1497号の開示請求書には、別紙の1(2)のとおり記載されていることから、請求受付番号が「2022. 2. 22一本本B2644」である原処分1で残りの部分とされた文書及び諮問第1496号の開示請求受付日の翌日である令和4年2月23日から本件開示請求の受付日である同年5月6日までにつづられた文書の開示を求めているものと解した。

(ウ) 諮問第1498号の開示請求書には、別紙の1(3)のとおり記載されていることから、請求受付番号が「2022. 5. 6一本本B256」である原処分3で残りの部分とされた文書及び諮問第1497号の開示請求受付日の翌日である令和4年5月7日から本件開示請求の受付日である同年7月7日までにつづられた文書の開示を求めているものと解した。

(エ) 諮問第1499号の開示請求書には、別紙の1(4)のとおり記載されていることから、請求受付番号が「2022. 7. 7一本本B630」である原処分5で残りの部分とされた文書及び諮問第1498号の開示請求受付日の翌日である令和4年7月8日から本件開示請求の受付日である同年9月6日までにつづられた文書の開示を求めているものと解した。

(オ) 諮問第1500号の開示請求書には、別紙の1(5)のとおり記載されていることから、請求受付番号が「2022. 9. 6一本本B1458」である原処分7で残りの部分とされた文書及び諮問第1499号の開示請求受付日の翌日である令和4年9月7日から本件開示請求の受付日である同年11月15日までにつづられた文書の開示を求めているものと解した。

イ 本件対象文書は、在外邦人等の輸送に関する自衛隊法 84 条の 4 についての検討に係る文書であり、防衛政策局運用政策課において保有している文書である。

ウ 本件審査請求を受け、防衛政策局運用政策課の執務室の机、書庫及びパソコン上の共有フォルダ内等の探索を行ったが、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) これを検討するに、当審査会において、本件各開示請求書（写し）を確認した結果を踏まえると、本件対象文書は、開示請求文言を踏まえて特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（1）ア及びイの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（1）ウの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第 3 の 1（2）、同 2（2）、同 3（2）、同 4（2）及び同 5（2）のとおり、別表に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

(1) 本件対象文書（文書 85 を除く。）の不開示部分について

ア ①文書 2 の不開示部分には、自衛隊法の在外邦人等輸送に係る規定の一部改正法案の関係者に対する説明資料として、当該法案に関する検討途上の内容が、②その余の文書の不開示部分には、内閣法制局による当該法案の審査段階における内閣法制局、防衛省・自衛隊及び外務省による検討途上の内容等が、それぞれ記載されていると認められる。

イ 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、次のとおり補足して説明する。

当該不開示部分を公にすることにより、自衛隊法の在外邦人等輸送に係る規定の一部改正法案における論点について、未成熟な検討内容や検討過程が明らかとなり、当該論点に対する政府の考え方や将来の方針等について無用な誤解や憶測を招くなど、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

ウ 検討

(ア) これを検討するに、当該不開示部分には、自衛隊法の在外邦人等

輸送に係る規定の一部改正法案における論点について、政府の考え方、将来の方針等に関する未成熟な検討内容や、防衛省、内閣法制局等における検討過程が記載されていると認められる。

(イ) 当該不開示部分は、これを公にすると、自衛隊法の在外邦人等輸送に係る規定の一部改正法案における論点について、未成熟な検討内容や検討過程が明らかとなり、国の機関内部における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨の上記(2)の諮問庁の説明は否定することまではできない。

(ウ) したがって、当該不開示部分は、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書85の不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省職員のメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第1496号)

自衛隊法第84条の4についての「検討」(「防衛大臣記者会見」日時：令和3年12月14日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第2417号(2021.12.20-本本B2078)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2021.12.20-本本B2078)の後に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書2 (諮問第1497号)

自衛隊法第84条の4についての「検討」(「防衛大臣記者会見」日時：令和3年12月14日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第8060号(2022.2.22-本本B2644)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.2.22-本本B2644)の後に綴られた文書の全て。

(3) 本件請求文書3 (諮問第1498号)

自衛隊法第84条の4についての「検討」(「防衛大臣記者会見」日時：令和3年12月14日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第12564号(2022.5.6-本本B256)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.5.6-本本B256)の後に綴られた文書の全て。

(4) 本件請求文書4 (諮問第1499号)

自衛隊法第84条の4についての「検討」(「防衛大臣記者会見」日時：令和3年12月14日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第16531号(2022.7.7-本本B630)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.7.7-本本B630)の後に綴られた文書の全て。

(5) 本件請求文書5 (諮問第1500号)

自衛隊法第84条の4についての「検討」(「防衛大臣記者会見」日時：令和3年12月14日)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第20707号(2022.9.6-本本B1458)で「残りの部分」とされた全て、及び当該請求(2022.9.6-本本B1458)の後に綴られた文書の全て(ただし発表資料は除く)。

2 本件対象文書

(1) 諮問第1496号

ア 原処分1関係

文書1 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要
(令和4年度予算関連法案)

イ 原処分 2 関係

- 文書 2 説明のアウトライン
- 文書 3 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）
- 文書 4 【防衛省】改め案文（在外邦人等輸送）
- 文書 5 【防衛省】新旧対照表（在外邦人等輸送）
- 文書 6 参事官 1 読記録（R 2. 10. 6）
- 文書 7 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）（差し替え）
- 文書 8 【防衛省】改め案文（在外邦人等輸送）（修正）
- 文書 9 【防衛省】新旧対照表（在外邦人等輸送）（追加）
- 文書 10 部長 1 読記録（R 2. 10. 7）
- 文書 11 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）（R 3. 10. 11）
- 文書 12 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）_みえけし（R 3. 10. 11）
- 文書 13 参事官 2 読記録（R 2. 10. 11）
- 文書 14 【防衛省】説明資料別紙（R 3. 10. 13）
- 文書 15 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）変更箇所見え消し（R 3. 10. 13）
- 文書 16 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）（溶け込み）（R 3. 10. 13）
- 文書 17 自衛隊法 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について（課内用）
- 文書 18 法制局へ提出する整理紙の概要について（メモ）
- 文書 19 隊法 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）に関する法制局 2 部長からのコメント
- 文書 20 部長 2 読デブリ記録
- 文書 21 【防衛省】新旧対照表（在外邦人等輸送）_修正
- 文書 22 【防衛省】説明資料（R 3. 10. 27）
- 文書 23 参事官 4 読記録
- 文書 24 参事官 4 読概要
- 文書 25 塩野宏「行政法Ⅲ 第 5 版」抜粋（独立行政法人について）
- 文書 26 我が国として外国人を輸送する必要性について
- 文書 27 【局長了】自衛隊法第 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について
- 文書 28 【印刷用】自衛隊法第 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）について（文字大きめ 1 枚紙）
- 文書 29 自衛隊法第 84 条の 4 の改正（輸送対象者の拡大）につ

いて（部長・長官ご説明用）

文書 3 0 【防衛省】自衛隊法第 8 4 条の 4 の改正（輸送対象者の
拡大）について R 3. 1 1. 1 1

文書 3 1 【防衛省】説明資料（R 3. 1 1. 1 1）

文書 3 2 【防衛省】新旧対照表（在外邦人等輸送）（再修正）

文書 3 3 部長 3 読デブリ記録①

文書 3 4 部長 3 読概要（省内報告用）

文書 3 5 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）変更箇所見え消
し（R 3. 1 1. 1 5）

文書 3 6 【防衛省】自衛隊法第 8 4 条の 4 の改正（輸送対象者の
拡大）について R 3. 1 1. 1 6

文書 3 7 部長 3 読デブリ記録②

文書 3 8 【防衛省】説明資料（在外邦人等輸送）変更箇所見え消
し（R 3. 1 1. 1 8）

文書 3 9 2 部長往訪メモ（次官コメント入り）

文書 4 0 2 部長往訪メモ

文書 4 1 【防衛省・外務省】国民と同視できる外国人の範囲につ
いて①

文書 4 2 【防衛省・外務省】新旧対照表（在外邦人等輸送）

文書 4 3 特殊法人一覧（総務省 H P より）

文書 4 4 独立行政法人一覧（総務省 H P より）

文書 4 5 【運政課確認済】参事官記録

文書 4 6 アフガン事例を踏まえた自衛隊法改正の検討状況につ
いて

文書 4 7 国民と同視できる外国人の範囲について

文書 4 8 「職員」（有斐閣法律用語辞典第 2 版より抜粋）

文書 4 9 【防衛省・外務省】新旧対照表（在外邦人等輸送）（修
正）

文書 5 0 【防衛省・外務省】国民と同視できる外国人の範囲につ
いて②

文書 5 1 【防衛省・外務省】想定（何故 3 類型だけなのか、他に
入らないのか）①

文書 5 2 【外務省】調整資料

文書 5 3 手持ち：J I C A 現地職員関連の規定

文書 5 4 【防衛省・外務省】国民と同視できる外国人の範囲につ
いて③

文書 5 5 【防衛省・外務省】新旧対照表（在外邦人等輸送）（再
修正）

- 文書 5 6 【防衛省・外務省】想定（何故 3 類型だけなのか、他に入らないのか）②
- 文書 5 7 【防衛省・外務省】国民と同視できる外国人の範囲について④
- 文書 5 8 【防衛省・外務省】想定（何故 3 類型だけなのか、他に入らないのか）③
- 文書 5 9 【防衛省・外務省】夕刻 想定（何故 3 類型だけなのか、他に入らないのか）
- 文書 6 0 （次長・長官 2 読用）【下三分の一】（とけこみ）防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要（外国人輸送反映）
- 文書 6 1 （次長・長官 2 読用）【下三分の一】（見えけし）防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要（外国人輸送反映）
- 文書 6 2 （次長・長官 2 読用）【逐条解説】（とけ込み）防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 6 3 （次長・長官 2 読用）【逐条解説】（見え消し）防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 6 4 （次長・長官 2 読用）見えけし【新旧】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 6 5 （次長・長官 2 読用）【用例集】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 6 6 【防衛省・外務省】新旧対照表（在外邦人等輸送）_部長了版（読点追加）
- 文書 6 7 安全規定について（メモ）
- 文書 6 8 【合議用】政府又は独立行政法人で勤務する外国人について
- 文書 6 9 外国人の就官能力
- 文書 7 0 調整資料①
- 文書 7 1 国家公務員法コンメンタール
- 文書 7 2 当然の法理主意書
- 文書 7 3 独立行政法人の外国人について
- 文書 7 4 国家公務員法 2 条 7 項
- 文書 7 5 【逐条解説】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 7 6 （案文審査・部長 2 読用）【案文・理由】令和 4 年度予算関連法案（輸送・麻薬・電子資格導入修正）
- 文書 7 7 （案文審査・部長 2 読用）【新旧】防衛省設置法等の一部を改正する法律案（輸送・麻薬・電子資格導入修正）

- 文書 7 8 (案文審査・部長 2 読用) 【逐条解説】防衛省設置法等の一部を改正する法律案(輸送・麻薬・電子資格導入修正)
- 文書 7 9 (案文審査・部長 2 読用) 【新旧】防衛省設置法等の一部を改正する法律案(輸送修正)
- 文書 8 0 (案文審査・部長 2 読用) 【逐条解説】防衛省設置法等の一部を改正する法律案(輸送修正)
- 文書 8 1 A C S A を踏まえた修正が不要な理由(令和 4 年 1 月 1 日)
- 文書 8 2 A C S A を踏まえた修正が不要な理由(令和 4 年 1 月 1 2 日)
- 文書 8 3 【課長後】A C S A を踏まえた修正が不要な理由(令和 4 年 1 月 1 8 日)
- 文書 8 4 新旧対照表(邦人等輸送)(令和 4 年 1 月 1 8 日)
- 文書 8 5 防衛省設置法等の一部を改正する法律案について(協議)
- 文書 8 6 【課室名】質問様式
- 文書 8 7 【課室名】意見様式
- 文書 8 8 【要綱】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 8 9 【案文・理由】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 9 0 【新旧】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 9 1 【参照条文】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 9 2 【長官了省内読み合せ後修正版】0 1_【案文・理由】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 9 3 【長官了省内読み合せ後修正版】0 2_【新旧】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 9 4 【長官了省内読み合せ後修正版】0 3_【要綱】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 9 5 【長官了省内読み合せ後修正版】0 4_【参照条文】防衛省設置法等の一部を改正する法律案
- 文書 9 6 輸送の安全想定(令和 4 年 2 月 2 4 日)
- 文書 9 7 政府専用機の原則規定と輸送の安全に係る議事録
- 文書 9 8 在外邦人等の輸送の成立に係る経緯等について 令和 4 年 2 月 4 日
- 文書 9 9 【防衛省】平成六―平成二十五改正の 4 段表 2 0 2 2 年 2 月①
- 文書 1 0 0 想定(法制局送付)①
- 文書 1 0 1 想定(法制局送付)②
- 文書 1 0 2 輸送の安全に係る対外応答要領について 令和 4 年 2 月 7 日①

文書103 想定（再修正）
 文書104 【防衛省_とけこみ】輸送の安全に係る対外応答要領について 令和4年2月7日
 文書105 【防衛省_とけこみ】想定（再修正）
 文書106 在外邦人等の輸送の成立に係る経緯等について 令和4年2月7日
 文書107 【防衛省】平成六―平成二十五改正の4段表 2022年2月②
 文書108 【2部長コメント反映】 想定_外務共有用（説明付）
 【2／8 2100法制局2部長後】
 文書109 【2部長コメント反映】 想定【2／8 2100法制局2部長後】
 文書110 想定 令和4年2月9日
 文書111 隊法改正法案基本想定集_抜粋 問7
 文書112 想定（10日朝からの見え消し） 令和4年2月10日 1700
 文書113 想定（9日からの見え消し） 令和4年2月10日 1700
 文書114 想定（とけこみ） 令和4年2月10日 1700
 文書115 輸送の安全に係る対外応答要領について 令和4年2月7日②
 文書116 想定（とけこみ） 令和4年2月10日 2000
 文書117 想定（部長1Rからの見え消し） 令和4年2月10日 2000
 文書118 想定（部長2R後参事官ご指示みえけし） 令和4年2月14日 2130
 文書119 【部長2R→局長2R後】想定（とけこみ） 令和4年2月16日
 文書120 【部長2R→局長2R後】想定（みえけし） 令和4年2月16日
 文書121 【参事官御指摘】想定 令和4年2月16日 2030
 文書122 【部長2R・局長3R後】想定（とけこみ） 令和4年2月18日 1030
 文書123 【部長2R・局長3R後】想定（みえけし） 令和4年2月18日 1030
 文書124 【防衛省】輸送の安全に係る対外応答要領について 令和4年2月18日

文書 1 2 5 【防衛省】在外邦人等の輸送の成立に係る経緯等について 令和 4 年 2 月 1 8 日

文書 1 2 6 【防衛省】平成六―平成二十五改正の 4 段表 2 0 2 2 年 2 月③

文書 1 2 7 想定 令和 4 年 2 月 1 8 日

文書 1 2 8 【2 部長了】安全規定の改正の必要性想定 令和 4 年 2 月 1 8 日

文書 1 2 9 今後のスケジュール感等（メモ） 令和 3 年 1 2 月

文書 1 3 0 説明のアウトライン①（法改正の必要性）（案）

文書 1 3 1 法改正の実施について（参考）

文書 1 3 2 説明のアウトライン②（予算関連法案）（案）

文書 1 3 3 予算関連法案国会審議状況 令和 2 年 1 2 月

文書 1 3 4 説明のアウトライン③（第 8 4 条の 3）（案）

文書 1 3 5 防衛省設置法等の一部を改正する法律案の概要（平成 2 9 年度～令和 3 年度予算関連法案）

文書 1 3 6 説明のアウトライン④（外国人）（案）

文書 1 3 7 令和 4 年度予算関連法案に関するスケジュール（案）
令和 3 年 1 2 月 2 2 日時点

文書 1 3 8 説明のアウトライン⑤（輸送の安全）（案）

文書 1 3 9 説明のアウトライン⑥（政府専用機）（案）

文書 1 4 0 調整資料②

文書 1 4 1 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要（令和 4 年度予算関連法案） 令和 3 年 1 2 月

文書 1 4 2 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

文書 1 4 3 自衛隊法第 8 4 条の 4（在外邦人等の輸送）の改正について 2 0 2 2 年 1 月

文書 1 4 4 防衛省設置法等の一部改正（5 点）

文書 1 4 5 自衛隊法第 8 4 条の 4 改正基本想定 問 1 6～問 2 8

文書 1 4 6 在アフガニスタン邦人等輸送のための自衛隊の部隊の派遣について 2 0 2 2 年 1 月

文書 1 4 7 在アフガニスタン邦人等輸送のための自衛隊の部隊の派遣について

文書 1 4 8 在外邦人等の保護措置と在外邦人等の輸送 自衛隊法概要

文書 1 4 9 自衛隊法第 8 4 条の 4（在外邦人等の輸送）の改正について

（2）諮問第 1 4 9 7 号

- ア 原処分 3 関係
文書 1 4 9
 - イ 原処分 4 関係
文書 2 ないし文書 1 4 8
- (3) 諮問第 1 4 9 8 号
- ア 原処分 5 関係
文書 1 4 8
 - イ 原処分 6 関係
文書 2 ないし文書 1 4 7
- (4) 諮問第 1 4 9 9 号
- ア 原処分 7 関係
文書 1 4 7
 - イ 原処分 8 関係
文書 2 ないし文書 1 4 6
- (5) 諮問第 1 5 0 0 号
- ア 原処分 9 関係
文書 1 4 6
 - イ 原処分 1 0 関係
文書 2 ないし文書 1 4 5

別表（不開示とした部分及び理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	2 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部	国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
文書 3	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 4	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 5	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 6	1 枚目の一部	
	2 枚目の全て	
文書 7	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 8	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 9	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 0	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 1	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 2	1 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 3	1 枚目の一部	
	2 枚目の全て	
文書 1 4	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 5	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 6	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 1 8	1 枚目の一部	
文書 1 9	1 枚目の一部	

文書 2 0	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 1	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 3	1 枚目の一部	
	2 枚目の全て	
文書 2 4	1 枚目の一部	
文書 2 6	1 枚目の一部	
文書 2 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 2 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 1	1 枚目、2 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 2	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれの一部	
文書 3 3	1 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 4	1 枚目の一部	
文書 3 5	1 枚目、2 枚目及び 6 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 6	1 枚目の一部	
文書 3 7	1 枚目ないし 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 8	1 枚目ないし 3 枚目、7 枚目及び 8 枚目のそれぞれ一部	
文書 3 9	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 0	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ	

	一部	
文書 4 2	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 5	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 7	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 9	1 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 0	1 枚目ないし 3 枚目及び 9 枚目ないし 1 1 枚目のそれぞれ一部	
文書 5 1	1 枚目の一部	
文書 5 2	1 枚目の一部	
文書 5 4	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ一部	
文書 6 0	1 枚目の一部	
文書 6 1	1 枚目の一部	
文書 6 2	1 枚目、1 7 枚目、2 0 枚目、2 4 枚目、2 9 枚目ないし 3 5 枚目及び 3 7 枚目ないし 4 0 枚目のそれぞれ一部	
	1 8 枚目、1 9 枚目、2 1 枚目ないし 2 3 枚目、2 5 枚目ないし 2 8 枚目及び 3 6 枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
文書 6 3	1 枚目、3 枚目、1 7 枚目、2 0 枚目、2 4 枚目、2 9 枚目ないし 3 5 枚目及び 3 7 枚目ないし 4 0 枚目のそれぞれ一部	
	1 8 枚目、1 9 枚目、2 1 枚目ないし 2 3 枚目、2 5 枚目ないし 2 8 枚目及び 3 6 枚目	

	のそれぞれページ番号を除く 全て	
文書 6 4	3 枚目、1 6 枚目、1 8 枚目 及び 1 9 枚目のそれぞれ一部	
	4 枚目ないし 1 5 枚目のそれ ぞれページ番号を除く全て	
文書 6 5	1 枚目、2 枚目及び 4 枚目の それぞれ一部	
文書 6 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 一部	
文書 7 0	1 枚目の一部	
文書 7 3	1 枚目の一部	
文書 7 5	1 枚目、1 7 枚目、1 8 枚 目、2 3 枚目及び 2 4 枚目の それぞれ一部	
文書 7 6	1 枚目の一部	
文書 7 7	3 枚目の一部	
文書 7 8	1 7 枚目、1 8 枚目、2 7 枚 目及び 2 8 枚目のそれぞれ一 部	
文書 7 9	1 枚目の一部	
文書 8 0	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ 一部	
文書 8 1	2 枚目の一部	
文書 8 2	3 枚目の一部	
文書 8 3	3 枚目の一部	
文書 9 6	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 全て	
文書 9 8	2 枚目の一部	
文書 1 0 0	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ 全て	
	2 枚目の一部	
文書 1 0 1	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ 全て	
	2 枚目の一部	
文書 1 0 2	1 枚目の一部	
文書 1 0 3	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ	

	全て	
	2枚目の一部	
文書 1 0 4	1枚目の一部	
文書 1 0 5	1枚目及び3枚目のそれぞれ 全て	
	2枚目の一部	
文書 1 0 6	2枚目の一部	
文書 1 0 8	1枚目ないし4枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 0 9	1枚目ないし4枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 1 0	1枚目、2枚目及び5枚目の それぞれ全て	
	3枚目及び4枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 1 2	1枚目の全て	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 1 3	1枚目、2枚目及び5枚目の それぞれ全て	
	3枚目及び4枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 1 4	1枚目の全て	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 1 5	1枚目の一部	
文書 1 1 6	1枚目の全て	
	2枚目及び3枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 1 7	1枚目、2枚目及び5枚目の それぞれ全て	
	3枚目及び4枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 1 8	1枚目及び2枚目のそれぞれ 全て	
	3枚目及び4枚目のそれぞれ 一部	

文書 1 1 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 全て	
文書 1 2 0	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ 全て	
	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 2 1	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 全て	
文書 1 2 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 全て	
文書 1 2 3	1 枚目ないし 3 枚目のそれぞれ 全て	
	4 枚目及び 5 枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 2 4	1 枚目の一部	
文書 1 2 5	2 枚目の一部	
文書 1 2 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 全て	
文書 1 2 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 全て	
文書 1 2 9	1 枚目の一部	
文書 1 3 1	1 枚目の一部	
	2 枚目の内容の全て	
文書 1 3 4	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ 一部	
文書 1 3 7	1 枚目の一部	
文書 1 3 8	1 枚目の一部	
文書 1 4 0	1 枚目の一部	
文書 1 4 3	2 枚目の一部	
文書 1 4 5	2 2 枚目ないし 2 4 枚目、 2 7 枚目、 2 8 枚目及び 5 5 枚 目のそれぞれ一部	
文書 8 5	1 枚目の（原文ママ）一部	国の機関が行う行政事務に関 する情報であり、これを公に することにより、いたずらや 偽計等に使用され、必要とす る際の緊急の連絡や部外との

		連絡に支障を来たすなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	---